

愛荘町生涯学習2.0アクションプラン



愛荘町教育委員会事務局
生涯学習課

ごあいさつ

少子化・高齢化・人口減少、個人の価値観やライフスタイルの多様化、デジタル社会の到来、グローバル化の進展、家庭・地域のあり方の変化など、町民を取り巻く環境は大きく変動しています。さらにコロナ禍においてこれまでの講演会等学習機会の提供の方法にも変化が生じています。

このような状況において、本町においては様々な課題等を解決に導くべく、住民の主体的な学習機会を創出することを「生涯学習 2.0」と位置づけ事業を展開することとしました。そこで令和3年度に一般財団法人地方自治研究機構と「これからの生涯学習の在り方や地域資源を活用した持続可能なまちづくりに関する調査研究」を共同調査研究として実施したところです。

この調査研究をもとに、今後の町の生涯学習の進むべき方向性として、人々の能力向上だけでなく、自己実現やつながりの大切さなど、様々な人生の価値観やライフスタイルに応じた住民の主体的な学習機会を創出するために、「愛荘町生涯学習 2.0 アクションプラン」を策定しました。

今後の持続可能な生涯学習・社会教育の実現には、「学び合う学び」という新しい取り組みを支援することに加え、「コーディネーター（人材）育成」、「既存施設等の利活用の件等」、「デジタル技術などを活用した新しい生涯教育の創出」を核とした施策展開が必須と考えています。

町教育委員会としましては、町の歴史と文化を大切にしながら、人権の尊重精神を基本とし、町民と行政が一体となって「人生100年かがやき にぎわいのある学び」を目指し、これからの教育行政を進めてまいります。

最後に、本アクションプランの策定にあたり、委員長をはじめ委員の皆様には熱心にご議論いただいたことに感謝するとともに、本プランが実効性のあるものとなりますように、関係の皆様方の引き続きのご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

令和5年3月

愛荘町教育委員会

教育長 徳田 寿

—目次—

第1章 アクションプランの概要

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 全国の生涯学習を取り巻く状況・・・・・・・・ P 2
- 4 本町の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 5 アクションプランの位置づけ・・・・・・・・ P 7

第2章 アクションプランが目指すまち

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 2 基本理念の実現にむけて・・・・・・・・・・ P 9
- 3 施策の柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

第3章 アクションプランの施策の体系・展開

- 1 施策の展開
 - (1) 展開の視点・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
 - (2) 展開の核・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
- 2 施策の体系
 - (1) 生涯学習体系（社会教育スポーツ）の充実・・・・・・・・ P 11
 - (2) まちじゅう読書の推進・・・・・・・・ P 15
 - (3) 歴史文化の継承と芸術文化の振興・・・・・・・・ P 16

- 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18

第1章 アクションプランの概要

1 策定の趣旨

本町では、平成27（2015）年11月に「愛荘町教育大綱・第1期教育振興基本計画」を策定し、愛荘町の教育行政の方向性や目標を明確にしました。令和3（2021）年2月には、現状の課題や今後の方向性を議論し、「愛荘町教育大綱・第2期教育振興基本計画」（以下、「第2期教育振興基本計画」という。）として改定を行い、「人が輝き 人が育つ 未来を拓く 愛荘の教育」を基本方針としています。さらに「少子化・高齢化・人口減少への対応」、「超スマート社会（Society 5.0）の到来」、「地域コミュニティの活力低下への対応」、「人生100年時代を見据えたライフステージへの対応」や「グローバル化の進展」等の課題等を解決に導くべく、住民の主體的な学習機会の創出することを「生涯学習2.0」と位置づけ事業展開するため、令和3年度に一般財団法人地方自治研究機構と共同で、「これからの生涯学習の在り方や地域資源を活用した持続可能なまちづくりに関する調査研究」（以下、（共同調査研究）という。）を実施しました。

この共同調査研究を基に、第2期教育計画における基本方針の実現を目指し、生涯学習関連施策を総合的かつ計画的に推進するため、「愛荘町生涯学習2.0アクションプラン」（以下、（アクションプラン）という。）を策定するものです。

愛荘町教育大綱・第2期教育振興基本計画

愛荘町教育大綱は、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

大綱の策定にあたっては、教育基本法第17条第1項に規定に基づく国の「教育振興基本計画」を参酌するとともに、本町の最上位計画である「第2次愛荘町総合計画」に掲げられた基本方針や基本計画と整合を図りながら策定したものです。



愛荘町生涯学習2.0アクションプラン

「愛荘町生涯学習2.0アクションプラン」とは、共同調査研究を基に、第2期教育計画における基本方針の実現を目指すとともに、生涯学習関連施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

2 計画期間

アクションプランの計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

3 全国の生涯学習を取り巻く状況

「人生100年時代」や「超スマート社会（Society 5.0）」など国内における社会の大きな転換点を迎えています。文部科学省では令和2年度文部科学白書の中で「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」を掲げ、生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を推進しています。（図表1）

図表1 生涯学習社会の実現に向けた取組

社会人の学びの推進	(1) 社会人の学び直し（リカレント教育）の充実 (2) 高等教育機関における社会人の学ぶ環境の整備
障害者の生涯を通じた学習の支援	—
専修学校教育の振興	—
多様な学習機会の提供	(1) 放送大学の充実・整備
	(2) 大学、専修学校における学習機会の提供
	(3) 公民館等社会教育施設における学習機会の提供
	(4) 社会通信教育
	(5) 民間教育事業者、NPO法人等との連携
学習成果の評価・活用	(1) 学校外における学修の単位認定
	(2) 高等学校卒業程度認定試験
	(3) 大学改革支援、学位授与機構による学位授与
	(4) 検定試験の質の向上等

（出典：文部科学省、令和2年度文部科学白書 第2部第3章より作成）

また、当該白書の中では、少子化対策や高齢社会への対応、人権教育、児童虐待、子供の貧困対策など、現代的・社会的な課題に対応した学習等の必要性和同時に、社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくりについて触れられており、今後の社会教育の在り方として、「人口減少や高齢化をはじめとする急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複雑化の中にあって、住民の主体的な参加による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けて、社会教育はこれまで以上にその役割を果たすことが期待」と記述され、以下の平成30年の中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」の以下の取りまとめが引用されています。

- ・今後の社会教育の在り方として、人口減少やコミュニティの衰退を受けて、住民参加による地域づくりがこれまで以上に求められる中、『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりが一層重要
- ・その上で新たな社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」を提示

また、文部科学省では、「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」等¹の提言内容を踏まえ、社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の科目の改善を図ることとし、「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」（平成30年文部科学省令第5号）を平成30年2月28日に公布し、令和2年4月1日から施行されています。学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る科目である「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る科目である「社会教育経営論」を習得した「社会教育士」を育成し、地域学校協働活動の推進や社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習を支援する活動を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことや、首長部局、NPOや大学、企業等においても広く活用され、教育委員会に置かれる社会教育主事を中心とした社会教育行政の連携体制の構築を推進しています。

さらに文部科学省では、地域と学校の連携・協働のための仕組みとして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の導入を推進しており、全ての公立学校に学校運営協議会が設置されることを目指しています。第11期中央教育審議会生涯学習分科会では、今後の生涯学習・社会教育の在り方や具体的な推進方策を、令和4年8月に「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理²」を取りまとめ、以下のように述べられています。

- ・生涯学習：職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。他者との学びあい・教え合いにより豊かな学びにつながるもの
 - ・社会教育：学びを通じて「人づくり・つながり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの
- 人生100年時代・VUCAの時代においては、こうした従来の役割に加え、次の役割が重要である

ウェルビーイングの実現

社会的包摂の実現



デジタル社会に対応

地域コミュニティの基盤

この報告書にあるように、生涯学習を通じて、様々な背景を有する多様な世代の人々がつながり、共に学び合うことで、新たなアイデアが生まれたり課題解決につながったりすることもあり、更に、他者を理解し、受け入れ、共生する社会の実現にもつながるポテンシャルを、生涯学習の機会を持っています。多様で豊かな学びや「つながり」による生涯学習・社会教育の取組を通じて、これからの時代・社会の変革を「チャンス」と捉え「チャレンジする」生涯学習の在り方が求められる、そういった生涯学習の取組視点の変革・新しい価値の提供が求められています。

¹社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会（平成29年8月）

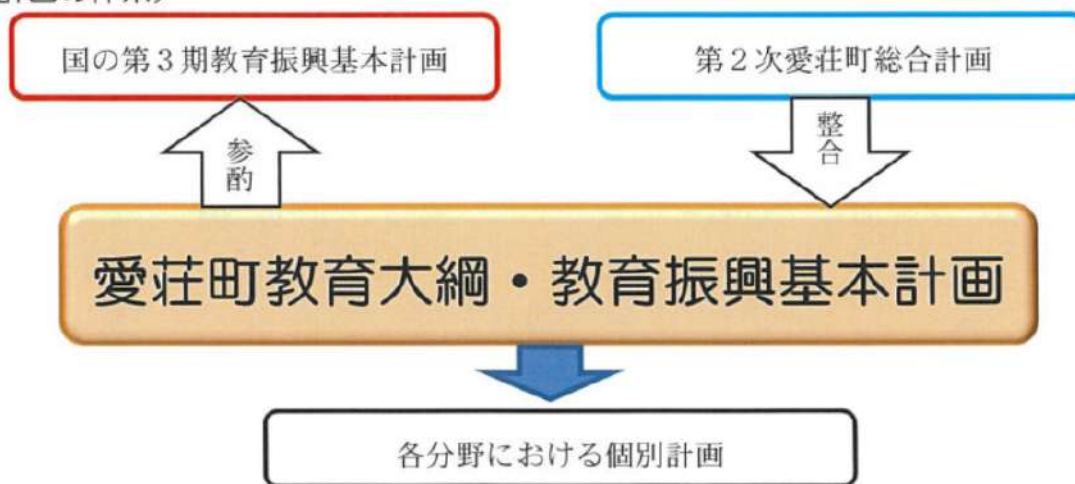
²第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（令和4年8月）

4 本町の状況

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改訂され、本町の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、平成27年11月に「愛荘町教育大綱³」を策定しました。その後、期間満了を迎え、変化する社会・教育情勢を鑑み、第2期教育振興基本計画として改定しています。この第2期教育振興基本計画は、愛荘町総合計画に準じた5つの教育の視点、3つの教育の方向性と9つの目標で構成されています。

愛荘町教育大綱の位置づけ

(計画の体系)



(出典：愛荘町教育大綱・第2期教育振興基本計画)

第2次愛荘町総合計画では、めざすべき“10年後のまちの姿”を「愛着と誇り 人とまちが共に輝く みらい創生のまち」と定めており、それに基づき、教育の基本方針を以下のように定め、同じく総合計画にある「つながり」「こころざし」「にぎわい」「やすらぎ」「かがやき」をキーワードに今後10年を見通した5つの視点、3つの教育の方向性、9つの目標が定められています。

教育の基本方針

＝人が輝き 人が育つ 未来を拓く 愛荘の教育＝

(出典：愛荘町教育大綱・第2期教育振興基本計画)

³ 平成27年から5か年

5つの教育の視点

つながり

人権を尊重する上で重要な理念であり、これからの時代の真の幸福を考える中では、年代その他を問わず誰にとっても不可欠のものであると考えます。

こころざし

学びの原動力である、夢・志・理想を語ることは、「*学欲」を生み、その「学欲」は「学力」につながります。こうしたことからキャリア教育*の充実が求められます。

にぎわい

人が育ち合う場面で、対話や交流を繰り返すことは、物事の本質を掘り下げ、深い学びへと到達します。それは、学校園教育・社会教育ともに当てはまるものであります。

やすらぎ

安全・安心をベースにすることで、豊かに心身を育むことができます。教育によって「やすらぎ」を覚えることができれば、それは「うるおい」につながると考えます。

かがやき

全ての人が自身の個性・持ち味・強み・良さ、あるいは可能性といったものを発揮することこそが「人が輝く」ことにつながり、自身や社会の未来を拓くことにつながると確信しています。

(出典：愛荘町教育大綱・第2期教育振興基本計画)

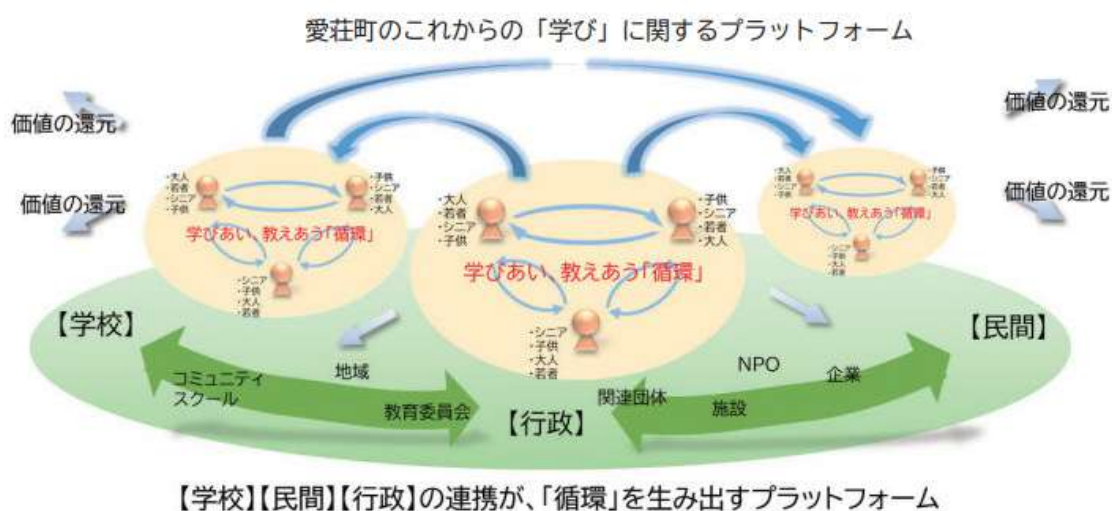
教育の方向性

教育の方向性	教育の目標
夢・こころざし・生きる力を育む	目標1 確かな学力と自立を育む教育の充実
	目標2 豊かな心と健やかな体を育む
	目標3 共生社会の形成
地域で支え合い つながりとやすらぎで豊かな人生を育む	目標4 安全・安心な教育環境の充実
	目標5 魅力と活力のある学校・園づくり
	目標6 家庭・地域社会の教育力向上
人生100年時代 かがやきにぎわいのある学び	目標7 生涯学習体系（社会教育・スポーツ）の充実
	目標8 まちじゅう読書の推進
	目標9 歴史文化の継承と芸術文化の振興

(出典：愛荘町教育大綱・第2期教育振興基本計画より作成)

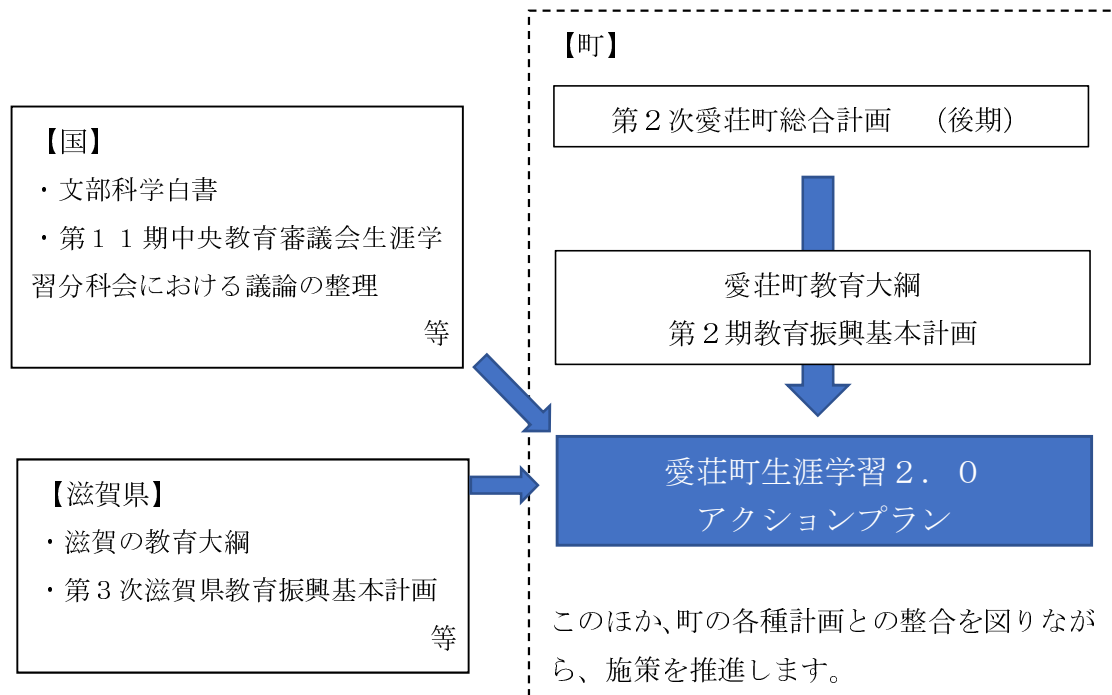
教育の方向性における「人生100年時代 かがやき にぎわいのある学び」においては、共同調査研究の結果からこれまでの講演会などの自己完結型（消費型）に加えて「学び合う学び」である循環型（生産型）の生涯学習のプラットフォームを形成し、町民生活の質の向上（QOLの向上）を目指していかなければなりません。そのためには、既存の仕組み・活動を支援するとともに新しい芽として「学び合う学び」をスモールスタートさせ、常にトライ＆エラーを繰り返しながら育てていき、多くの人たちを巻き込みながら町内全体への活動

に広げていくことが、新しい「姿」を実現する上で重要となります。人生100年時代の生涯学習体系実現のためのシステムづくりには、外部の知識（知見・手法）等を取り込んで活性させ、町民が自立して活動できる能力や体験を通じて培えるよう、学校・民間・行政が連携し「循環を持続させる支援を行う強力なプラットフォーム」を形成し、それらの循環を促進することが、今後の持続可能な生涯学習・社会教育の実現には必要不可欠となっていきます。



（出典：これからの生涯学習の在り方や地域資源を活用した持続可能なまちづくりについて調査研究）

5 アクションプランの位置づけ



アクションプランは、共同調査研究を基に、第2期教育振興基本計画における基本方針を実現するため、町が推進すべき生涯学習関連施策の方向性について示したものです。

これらの施策については、国や県の動向に合わせ、町政運営の最上位計画である第2次愛荘町総合計画に基づき推進します。

また、第2期教育振興基本計画は、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるために策定したものであるため、アクションプランは、この内容を具体的に推進するための役割を担っています。

第2章 アクションプランが目指すまち

1 基本理念

1章述べたように、アクションプランは、第2期教育振興基本計画における基本方針の実現を目指し、推進すべき生涯学習関連施策の方向性について示したものです。

そのため、アクションプランの基本理念については、第2期教育振興基本計画における基本方針と同調して施策を推進すべきとの考えから、基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

人生100年 かがやき にぎわいのある学び
～学びを通じた愛荘らしい地域づくり・ひとづくり・絆づくり～

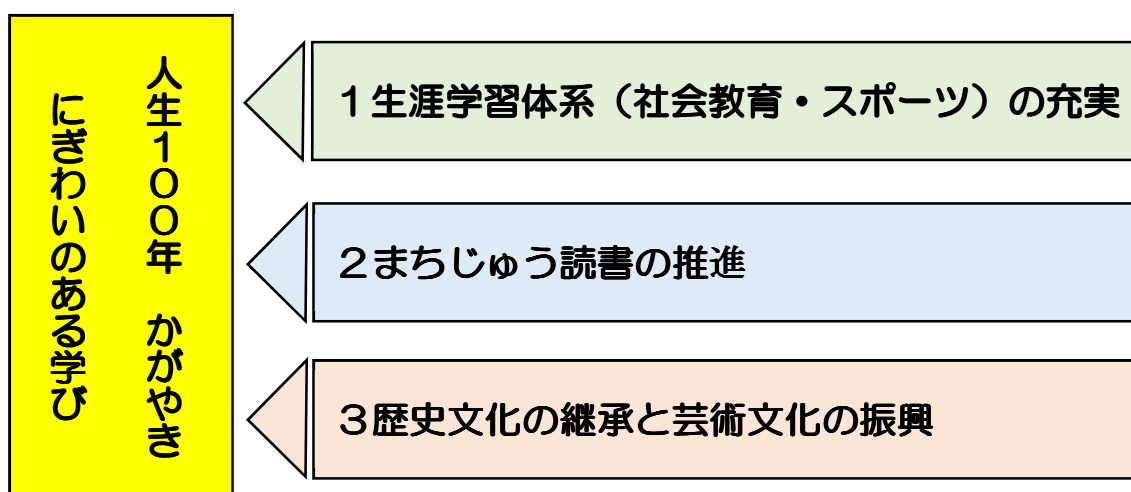
第2期教育振興基本計画の教育の方向性で「人生100年 かがやき にぎわいのある学び」を教育の目標として掲げています。

このことは、人生100年時代を見据えたライフサイクルの中で豊かな人生を送るためには、社会に出てからも視野を広く多様なことに興味を持ち挑戦し、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや地域社会の課題解決のために活動することが重要であるとし、さらにSDG'sの視点と「人生100年の学び」を通じて、様々な学ぶ機会を設け、柔軟で多様な生き方に対応していくことが求められていることから基本理念とします。

2 基本理念の実現にむけて

共同調査研究において、講演会などの自己完結型（消費型）に加えて「学び合う学び」である循環型（生産型）の生涯学習のプラットフォームを形成し、町民生活の質の向上（QOLの向上）を目指していくことが必要であること等がわかりました。そのためには住民の満足度を向上し、持続可能なまちを実現するためには、町が保有する地域資源等を活かした独自性のある、愛荘町ならではの教育環境の充実・機会提供が重要になっていきます。

このことからアクションプランにおいては、基本理念に掲げた「人生100年 かがやき にぎわいのある学び」の実現に向けて3つの方向性とその方向性それぞれの施策の柱の下、事業を推進します。



3 施策の柱

「2 基本理念の実現にむけて」で示した施策の方向性では、事業の推進に当たっての方向性ごとに4つの柱を位置づけています。

1 【つながる】学びを支えるコーディネーター等の育成

環境・福祉・人権・共生社会など現代社会が抱える諸課題を解決していくためには、地域住民の学習の展開とその支援（コーディネート）が不可欠であります。そのため、生涯学習に関する指導・助言やコーディネート等を行う社会教育主事（社会教育士）の養成とともに、地域においても、住民同士の学びあいをコーディネートする人材の育成を図ります。

2 【学びあう】地域の課題解決につながる社会教育

学びや活動への住民の主体的な参画には、楽しさや体験をベースにした学びあいの活動が大切であり、地域の課題解決には、地域住民が将来像や願いを共有し、当事者意識をもって、地域づくりの実践につなげていくことが重要です。こうした地域の課題解決

につながる社会教育を推進します。

3 【ひろげる】多様な主体との連携・協働による地域づくり

学びを通じて地域課題や社会課題の解決に取り組むことは、教育委員会だけで完結するものではなく、様々な関係機関・団体と他分野とつながりを持ちながら連携・協働し、一体となって取り組むことを推進します。

4 【はぐくむ】子ども・若者への学びの提供

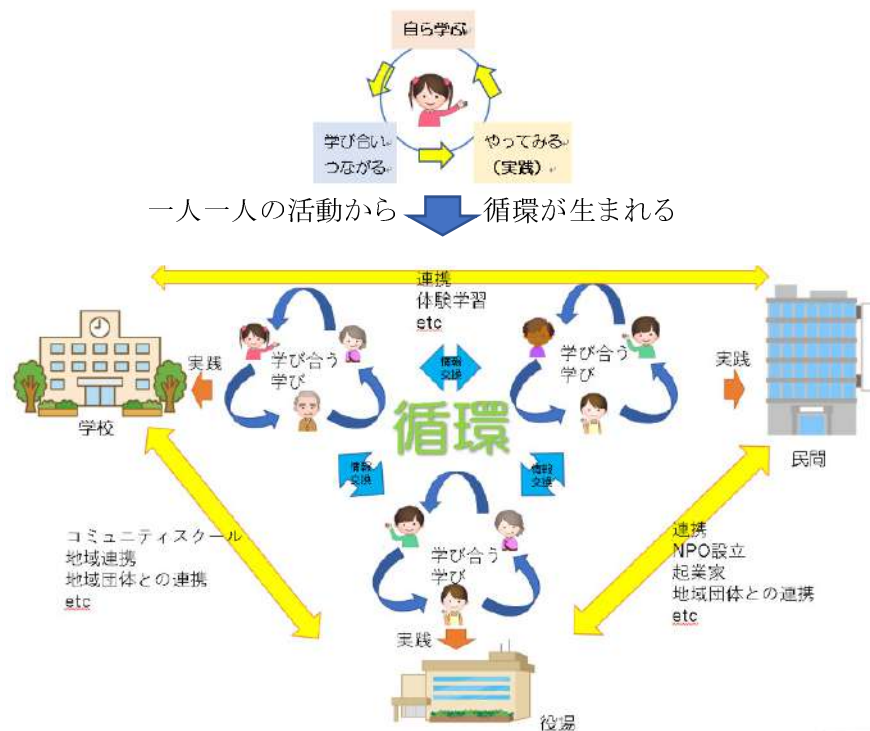
地域においてつながりや交流を活性化させていくためには、次世代育成の観点が重要。子どもや若者に我が町や地域資源、地域課題のことについて知る機会を提供するとともに、多世代との交流を育むことで地域活性化に寄与していきます。

第3章 アクションプランの施策の展開・体系

1 施策の展開

(1) 展開の視点

基本理念の実現にむけて、自己完結型（消費型）に加えて循環型（生産型）の生涯学習のプラットフォームを形成していくため、まずは、町民一人一人が自ら学び、そして学び合い、つながり、やってみることが重要であります。そして新たな学び合う学びの循環を促し、愛らしい地域づくり・ひとづくり・絆づくりの創造につなげていきます。



（２）展開の核

循環型（生産型）の生涯学習のプラットフォームを形成していくために、生涯学習 2.0 事業の施策展開の核を次のように定めています。

■コーディネーターの育成

既存の仕組み・活動を支援するとともに新しい芽として「学び合う学び」をスモールスタートさせるためのコーディネーターの育成を推進していきます。

■既存施設の利活用を検討

これからは、社会教育の機能を町として維持することに加え、既存の公共施設が担ってきた身近な交流・学びの場として、地域づくり・人づくりの活動を継続していくため、コミュニティースクールなどの地域コミュニティやテーマコミュニティの活動に柔軟に取り組めるように人口減少を見据えた学校の空き教室等の既存施設の利活用を検討していきます。

■デジタル技術などを活用した新しい生涯教育の創出

デジタル革新により、現実社会がデジタル社会に包含されるという形になっていき、ＩＯＴ等は、単なる利便性の向上等に係るツールではなく、個人ニーズを適える社会へと変化していくため、住民の多様なライフスタイルや価値観に則した、デジタル技術などを活用した新しい生涯教育の創出を推進していきます。

２ 施策の体系

（１）生涯学習体系（社会教育・スポーツ）の充実

①【つながる】学びを支えるコーディネーター等の育成

No.	事業名	概要	目標
1	社会教育主事（社会教育士）の配置	地域課題に応じ関係部局・団体との連携を図り、社会教育を推進するための社会教育主事（社会教育士）を養成する。	・年1人以上（社会教育主事講習の町職員の受講による）
2	自治会・各種団体への人権教育推進員の配置	自治会・各種団体内の人権学習の推進のため、人権教育推進員を配置し、リーダー的立場で人権教育の推進を図る。	・リーダー研修会の開催年1回 ・自治会・各種団体の人権学習会の開催9割以上
3	人権教育啓発講師団の配置	自治会や各種団体等の人権学習を推進するため、人権教育啓発講師団を配置することで、自主的な人権学習会の開催と充実を図る。	・講師団7名→9名
4	学びのかわら版	「学び」を提供できる人や団体の	・3年で1回以上の

		情報発信を行い、人と人とのつながり、ネットワークの形成に取り組む。	発行
5	地域コーディネーターの育成	子ども達の多様な学びの機会を持続的に提供するため、地域で多様な活動をする人々を発掘するとともにスキルを維持向上させるための研修会など、人材育成や掘り起こしに取り組む。	・地域コーディネーター町内8校園1名の配置 ・地域コーディネーター連携会議（地域学校推進部会） 年6回以上開催
6	スポーツ推進委員の配置	住民が「いつでも、どこでも、だれでも」参加できるスポーツの普及啓発に取り組む。	・自治会でのニュースポーツ体験会 年6回
7	社会教育委員の配置	社会教育に係る諸計画の立案、調査研究、政策提言等を行うほか、自発的な社会教育に関する取組を行う。	・2年に1回以上の活動成果の報告

②【学びあう】地域の課題解決につながる社会教育

No.	事業名	概要	目標
1	人権学習会の開催	「人権問題研修講座」「人権を考える町民のつどい」等時勢に応じた適切な人権課題をテーマに設定し、人権教育の場を提供することで、各人の人権意識の高揚を図る（愛荘町人権教育推進協議会との連携）。	・一般町民向け人権学習会 年3回以上の開催
2	文化祭特別企画の実施	日本や滋賀、町内の伝統文化に触れることをテーマに、楽しく学べる体験型の企画を実施する（愛荘町民文化祭実行委員会との連携）。	・年4回以上の開催
3	あいしょう学びの広場事業の実施	地域課題の解決につながる学び合う学びを意識した講座の開催を行う。	・年間4講座以上の開催
4	生涯学習2.0事業特設ページの開設・運用	町ホームページ等に各種分野の「学び」に関する情報を1つにま	・令和5年度開設 ・月1回情報更新

		とめたページを開設することで、町民に分かりやすい情報発信を行う。	
5	コミュニティースクール（学校運営協議会制度）の推進	令和3年4月から町内各校園に設置された学校運営協議会を推進・充実するために、学校・家庭・地域・行政が役割分担しながら「地域づくり・人づくり」を目指す。	・各校園運営協議会 年2回以上開催 ・地域学校協働本部 実行委員会 年2回以上開催

③【ひろげる】多様な主体との連携・協働による地域づくり

No.	事業名	概要	目標
1	「健康」を意識した「あいしょう学びの広場事業」の開催	「健康」をテーマに、食生活や運動、ストレス解消などの学びの機会を提供し、町民の健康推進につながる取組を行う（関係部局・関係団体との連携）。	・2年に1回以上の開催
2	「環境」を意識した「あいしょう学びの広場事業」の開催	「環境」をテーマに、環境保護意識の醸成、美化推進等につながる学びの機会を提供し、環境意識の醸成につながる取組を行う（関係部局・関係団体との連携）。	・2年に1回以上の開催
3	「福祉」を意識した「あいしょう学びの広場事業」の開催	「福祉」をテーマに、高齢者や障がい者等福祉向上につながる学びの機会を提供し、福祉のまちづくり推進につながる取組を行う（関係部局・関係団体との連携）。	・2年に1回以上の開催
4	「デジタル」を意識した「あいしょう学びの広場事業」の開催	「デジタル」をテーマに、デジタル難民を出さないような学びの機会を提供する（関係部局・関係団体との連携）。	・2年に1回以上の開催
5	「地域の魅力発信」を意識した「あいしょう学びの広場事業」の開催	「地域の魅力発信」をテーマに、地域資源の利活用による学びの機会を提供し、町民の愛着や誇りの醸成につながる取組を行う（関係部局・関係団体との連携）。	・2年に1回以上の開催

6	「読書の推進」を意識した「あいしょう学びの広場事業」の開催	「読書の推進」をテーマに、「まちじゅう読書の輪」を広げる取組を行う（関係部局・関係団体との連携）。	・2年に1回以上の開催
7	「人権尊重」を意識した「あいしょう学びの広場事業」の開催	「人権尊重」をテーマに、多文化共生・男女共同参画等の推進につながる学びの機会を提供する（関係部局・関係団体との連携）。	・2年に1回以上の開催
8	「防災」を意識した「あいしょう学びの広場事業」の開催	「防災」をテーマに、自然災害や人災の防止につながる学びの機会を提供する（関係部局・関係団体との連携）。	・2年に1回以上の開催
9	公民館講座の開催	町民のニーズに応じた自身の知識や能力の向上につながる学びの場の提供。	・年2回程度の開催
10	社会教育関係団体への支援	愛荘町人権教育推進協議会、愛荘町文化協会および愛荘町体育協会などの社会教育関係団体への支援し連携を密にしていく。	・各種補助金交付 ・社会教育委員会議との交流会などを年1回開催

④【はぐくむ】子ども・若者への学びの提供

No.	事業名	概要	目標
1	文化祭特別企画親子向け事業の開催	日本や滋賀、町内の伝統文化に触れることをテーマに、楽しく学べる体験型の企画を実施する（愛荘町民文化祭実行委員会との連携）。	・年1回以上
2	20歳のつどい	20歳の節目に愛荘町の良さやまちづくりへの関心を醸成させる取組を実施する。	・啓発 1回
3	地域教育協議会事業の推進	地域の様々な立場で活躍する関係者が、子ども達の学びを通じた「つながりづくり」をサポートする事業を展開する。	・年6回以上実施
4	スポーツ少年団	青少年の健全育成を目的に、スポーツに楽しく慣れ親しむためのスポーツ団体への支援をする。	・各競技の交流会 年1回

5	アーチェリー競技普及事業	2025年に滋賀県で開催される国民スポーツ大会への出場選手を育成し、アーチェリー競技を普及啓発していく。	・国民スポーツ大会への出場選手1人以上輩出
---	--------------	--	-----------------------

(2) まちじゅう読書の推進

①【つながる】学びを支えるコーディネーター等の育成

No.	事業名	概要	目標
1	ブックスタートボランティア養成	ブックスタートボランティアの養成を健康推進課とともに実施する。	・養成講座の開催
2	図書館ボランティア活動支援	図書館ボランティアの活動を支援する。	・図書館ボランティアの協力による図書館行事の開催

②【学びあう】地域の課題解決につながる社会教育

No.	事業名	概要	目標
1	古文書をよむ会	地域の古文書を解説し、地域の歴史の理解を深める。	・年20回の開催
2	あたまいきいき音読教室	健康と資料の理解を目指し、声を出して音読する「あたまいきいき音読教室」を開催する。	・年20回の開催

③【ひろげる】多様な主体との連携・協働による地域づくり

No.	事業名	概要	目標
1	愛荘町図書館協議会	図書館運営について館長の諮問により助言と提言を行う。	・年3回開催
2	愛荘町健康講座の開催	健康推進課と連携し、健康推進講座を図書館で開催する。	・年1回開催
3	認知症カフェの開催	地域包括支援センターと連携し、認知症カフェを図書館で開催する。	・年5回開催

④【はぐくむ】子ども・若者への学びの提供

No.	事業名	概要	目標
1	学校図書館活性化事業	小学校の学校図書館に図書指導員を平日朝 8 時より毎日配置し、学校図書館の整備と読書推進を行う。	・全校毎日配置
2	おはなし会の開催	図書館でのおはなし会、おひざでだっこのおはなし会を開催する。	・各図書館で月 1 回開催
3	出前おはなし会の開催	学校園、地域の子ども会などに司書が出張し、おはなし会を開催し絵本に親しむ。	・町内全クラスでの開催
4	夏休みブックリストの作成・配布	夏休みに読むお勧めの本を掲載したブックリストを作成し、全小中学生に配布し読書推進に取り組む。	・年 1 回開催

(3) 歴史文化の継承と芸術文化の振興

①【つながる】学びを支えるコーディネーター等の育成

No.	事業名	概要	目標
1	びんてまりの館ガイド支援	びんてまりの館で歴史解説を行うボランティアガイドの活動を支援する。	・年 10 回開催
2	愛荘知る学講座	近世の愛知川宿に関する古文書をテキストとする資料購読講座と、古文書の初心者を対象とする基礎購読講座を開催する。	・年間合計 3 6 回開催

②【学びあう】地域の課題解決につながる社会教育

No.	事業名	概要	目標
1	びん細工手まり後継者育成事業	びん細工手まりの後継者や指導者を育成するための各種講座を開催する。	・年 3 講座開催

③【ひろげる】多様な主体との連携・協働による地域づくり

No.	事業名	概要	目標
1	企画展の開催	近江上布伝統産業会館、博物館、町観光協会、町国際交流協会、中学校等と連携した展示会を開催する。	・年数回開催

④【はぐくむ】子ども・若者への学びの提供

No.	事業名	概要	目標
1	子どもびんてまり教室	町の伝統工芸への理解を深めるための講座を開催する。	・年2講座開催
2	子ども能楽教室	町内の児童生徒が能楽（仕舞および謡曲）を学ぶことで、日本古来の伝統文化に親しむ機会を提供する。	・年間23回の開催と春の芸能鑑賞会での発表
3	郷土の偉人リーフレット&デジタル紙芝居作成	町内の児童生徒が、愛荘町の偉人の生き方について学び、郷土に誇りが持てるよう、学習時の入口として作成する。	・令和6年度と7年度に6タイトル作成

資 料

資料 1 報告文

令和 5 年（2023 年） 3 月 2 8 日

愛荘町教育委員会
教育長 徳田 寿 様

愛荘町生涯学習 2. 0 アクションプラン策定委員会
委員長 高木 和久

愛荘町生涯学習 2. 0 アクションプランについて（報告）

愛荘町生涯学習 2. 0 アクションプランについて、下記のとおり報告します。

記

本委員会において、全 4 回の会議により策定した「愛荘町生涯学習 2. 0 アクションプラン」は、住民の主体的な学習機会を創出することを「生涯学習 2. 0」と位置づけ事業展開し、持続可能な生涯学習・社会教育の実現を目的とします。

本アクションプランは、10 年、20 年という長期を見据え、愛荘町をどのようなまちにしていくべきかという問題意識の下、若者をはじめとした多世代が、世代を超えて住み続けられる魅力あるまちの創造に向け、行動されることを強く希望します。

資料 2 愛荘町生涯学習 2. 0 アクションプラン策定委員会設置要綱

愛荘町生涯学習 2. 0 アクションプラン策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 地方自治研究機構と共同調査研究を踏まえて愛荘町における新しい生涯学習についてのアクションプランを策定するため愛荘町生涯学習 2. 0 アクションプラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習 2. 0 アクションプランの策定に関すること。
- (2) 生涯学習 2. 0 アクションプランの教育長への報告に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、8 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱または指名する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体等を代表する者
- (3) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱をした日から第 2 条第 2 号に規定する教育長への報告の日までとする。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の者の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理をする。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年7月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条第2号に規定する教育長への報告した日をもって、その効力を失う。

資料3 愛荘町生涯学習2. 0アクションプラン策定委員会 委員名簿

(敬省略)

役職	氏 名	所属等
委員長	高木 和久	
委員	久保川 幸雄	愛荘町文化協会
委員	高橋 健	愛荘町体育協会
委員	北村 司朗	社会教育委員会
委員	長谷川 ひさ子	愛荘町国際交流協会
委員	村川 英幸	愛荘町観光ボランティアガイド協会
委員	森 まゆみ	福祉政策監
委員	上林 市治	教育次長

愛荘町生涯学習2. 0アクションプラン策定委員会の日程

第1回 生涯学習2. 0事業アクションプラン策定委員会		
月	日	令和4年7月28日（木）
場	所	愛荘町役場 秦荘庁舎 2階大会議室
第2回 生涯学習2. 0事業アクションプラン策定委員会		
月	日	令和4年11月1日（火）
場	所	ハーティーセンター秦荘第4サークル室
第3回 生涯学習2. 0事業アクションプラン策定委員会		
月	日	令和5年2月21日（火）
場	所	ハーティーセンター秦荘第4サークル室
第4回 生涯学習2. 0事業アクションプラン策定委員会		
月	日	令和5年3月28日（火）
場	所	愛荘町役場 秦荘庁舎 2階大会議室

愛荘町生涯学習2.0アクションプラン

発行 愛荘町教育委員会

編集 生涯学習課

〒529-1234

滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 825 番地

電話 0749-37-8055

FAX 0749-37-4192